

洋上風力発電に係る電源投資を確実に 完遂させるための更なる事業環境整備について

2025年 6 月24日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

前回（第32回洋上WG合同会議（6/3））における事業者ヒアリング結果①

主な意見項目	要望社数	主な具体的な要望内容
公募制度	9	・価格調整スキームの見直し（為替変動に応じた調整、コスト指標の見直し、選定済み案件への適用時の起算点を公募開始時に設定、価格調整スキーム導入に伴い下げることとされた供給上限額決定時のIRR水準の維持、ゼロプレミアム案件への絶対値でのプレミアム支給、運転維持費への価格調整スキーム適用）（6社） ・価格評価点の見直し（最低制限価格の導入、ゼロプレミアム/準ゼロプレミアムでなければ勝てない設定の見直し、適切なプレミアムが得られるような制度設計、FIT制度の再導入）（4社） ・配点の見直し（PQ（事前資格審査制度）の導入、価格評価点よりも事業の実施可能性に関する評価（実績やリスク評価、収入の確実性等）を重点化）（2社） ・計画の柔軟性の確保（応札時点の風車機種決定の必要性の見直し、設備容量・運開時期・地域貢献等の主要な計画が維持される限りにおける事業者選定後の計画変更の許容）（2社） ・2段階方式の導入 ・海域特性を考慮した迅速性評価の設定 ・遅延した際のFIP期間の短縮適用を保証金全額没収後に限定
PPA促進 再エネ価値の向上	9	・オフテイク支援（2社） ・オフテイクの再エネ賦課金の減免・免除（基準価格が一定額以下の事業からのオフテイクを対象を限定、新規再エネ電源から調達する電力量に応じた再エネ賦課金の免除）（2社） ・オフテイクの税制優遇（2社） ・CPPA価格と市場価格との乖離を是正する支援 ・非化石価値取引市場における上限価格の撤廃と下限価格の引き上げ ・洋上風力の電気の付加価値が高く維持できる政策の実施
海域占用許可の 延長	7	・運用指針の見直し ・原則更新を許容 ・40年間への延長 ・FIP期間（発電側課金対象外）も併せて延長
長期脱炭素電源 オークション	5	・参加容認（5社） ・募集枠の見直し（「再エネ（風力・太陽光・地熱・水力（流込式））」の導入等）（2社） ・調整係数の見直し（洋上風力の設備利用率を踏まえた調整係数の設定等）（2社） ・上限価格の見直し（2社） ・設備利用率（リクワイアメント）の見直し

前回（第32回洋上WG合同会議（6/3））における事業者ヒアリング結果②

主な意見項目	要望社数	主な具体的な要望内容
港湾	5	・利用料の減免・免除（整備費用部分の公費負担割合の増加等）（4社） ・港湾利用の環境整備
固定資産税の減免	3	・令和7年度までの時限措置の延長についての早期公表 ・軽減税率の適用期間の延長（現行3年間を10～20年間） ・加速償却
供給上限額	3	・NEDOの収益モデルの客観的な評価および改善 ・実際のコスト、事業費高騰を反映した見直し（2社）
FIP制度	2	・バランシングコスト交付（2029年以降の額の早期公表、交付期間の延長）（2社） ・発電側課金免除の継続（2社）
GX推進機構	2	・債務保証の要件の拡大 ・債務保証料率の低減
その他	いずれも1社	・需給調整市場の参加の許容 ・系統利用の確実性の向上 ・セントラル方式におけるJOGMEC採取データの効率的な認証への利用 ・ウィンドファーム認証プロセスの改善 ・船籍要件の改善 ・試運転電力売電の容認 ・風車撤去費用に係る現金積立時点での損金算入

更なる制度のあり方の検討について

- 本年 2 月に閣議決定した第 7 次エネルギー基本計画においては、洋上風力発電について、「投資が大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、収入・費用の変動リスクに対応できる強靱な事業組成を促進し、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるために必要な規律強化や環境整備を進める」とされている。
- これを具体化していくため、昨年度、洋上風力発電の制度を見直して改訂した「一般海域における占用公募制度の運用指針」に続き、公募占用指針の改訂案について検討を行ってきたところ。洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるため、これまでの見直しに留まらず、公募の公平性を損なわないことを前提として、更なる制度のあり方を検討していくこととしたい。
- その上で、どのような環境整備が考えられるか御議論いただきたい。

【検討項目の例】

I. 脱炭素電源が適切に評価されるための環境整備

- ① PPA市場の活性化
- ② 脱炭素電源に対する需要の喚起

II. 電源投資に係る事業環境整備

- ① 海域の占用期間に係る予見性の確保
- ② 事業完遂に資する金融支援

III. その他

公募実施時点における政策の基本的方針を示した文書等

第5次エネルギー基本計画（2018年7月3日閣議決定）※第1ラウンド公募時点

第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応

第1節 基本的な方針

1. エネルギー政策の基本的視点（3E+S）の確認

（中略）エネルギー政策の要諦は、安全性（Safety）を前提とした上で、**エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し**、同時に、環境への適合（Environment）を図るため、最大限の取組を行うことである。この3E+Sの原則の下、エネルギー政策とそれに基づく対応を着実に進め、2030年のエネルギーミックスの確実な実現を目指す。

第2節 2030年に向けた政策対応

3. 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

再生可能エネルギーをめぐる状況は、大きく変貌している。世界的には、発電コストが急速に低減し、他の電源と比べてもコスト競争力のある電源となってきたり、導入量が急増している。我が国においても、2012年7月のFIT制度の導入以降、急速に再生可能エネルギーの導入が進んだが、一方でその発電コストは国際水準と比較して依然高い状況にあり、国民負担の増大をもたらしている。エネルギーミックスにおいては、2030年度の導入水準（22～24%）を達成する場合のFIT制度における買取費用総額を3.7～4兆円程度と見込んでいるが、2018年度の買取費用総額は既に3.1兆円程度に達すると想定されており、**再生可能エネルギーの主力電源化に向けて国民負担の抑制が待ったなしの課題**となっている。また、再生可能エネルギーの導入拡大が進むにつれ、従来の系統運用の下で系統制約が顕在化しており、再生可能エネルギーの出力変動を調整するための調整力の確保も含め、再生可能エネルギーを電力系統へ受け入れるコストも増大している。さらに、地域との共生や発電事業終了後の設備廃棄に関する地元の懸念に加え、小規模電源を中心に将来的な再投資が滞るのではないかとといった長期安定的な発電に対する懸念も明らかとなってきた。（中略）

②風力

（中略）**将来的に大型電源として活用するため、地域との共生を図りつつ**、風力発電設備の導入をより短期間で円滑に実現できるよう、環境アセスメントの迅速化や、規模要件の見直しや参考項目の絞り込みといった論点も踏まえた必要な対策の検討、電気事業法上の安全規制の合理化等の必要に応じた取組を引き続き進める。また、大幅なコスト低減に向けて、低コスト化に向けた技術開発やFIT制度を活用した競争や効率化の促進等に取り組む。（中略）

公募実施時点における政策の基本的方針を示した文書等

第6次エネルギー基本計画（2021年10月22日閣議決定）※第2・3ラウンド公募時点

3. エネルギー政策の基本的視点（S + 3 E）の確認

（中略）すなわち、エネルギー政策を進める上の大原則としての、安全性（Safety）を前提とした上で、**エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、**同時に、環境への適合（Environment）を図る、S + 3 Eの視点の重要性は従来と何ら変わりはないが、例えば、新型コロナウイルス感染症の教訓からエネルギー供給においても、**サプライチェーン全体を俯瞰した安定供給の確保の重要性**が認識されるといった新たな視点も必要となる。（中略）

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

（5）再生可能エネルギーの主力電源への取組

（中略）今後とも、2050年カーボンニュートラル及び2030年度の温室効果ガス排出削減目標の実現を目指し、エネルギー政策の原則であるS + 3 Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、**再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す**。具体的には、地域と共生する形での適地確保や事業実施、コスト低減、系統制約の克服、規制の合理化、研究開発などを着実に進め、電力システム全体での安定供給を確保しつつ、導入拡大を図っていく。（中略）

公募実施時点における政策の基本的方針を示した文書等

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

第一条 この法律は、**海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み**、海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）に規定する海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

公募における評価項目・配点等

評価項目		第 1 R 公募	第 2・3 R 公募
事業実現性評価点（120点）	事業実施能力（80点）	- 親和性のある事業実施実績の有無 - 適切な事業実施体制の構築 - 資金・収支計画の適切性 - スケジュール、配置、設備構造、施工計画、工事工程の適切性 - 維持管理、撤去の適切性 - 建設、維持、財務管理等のリスクの分析 - 故障時に早期復旧に資するサプライチェーン形成 - 将来的な電力価格削減に資するサプライチェーン形成 - 最先端技術の導入	- 親和性のある事業実施実績の有無 - 適切な事業実施体制の構築 - 資金・収支計画の適切性 - スケジュール、配置、設備構造、施工計画、工事工程の適切性 - 維持管理、撤去の適切性 - 建設、維持、財務管理等のリスクの分析と対応策 - 運転開始時期の迅速性 - 故障時の早期復旧に資するサプライチェーン形成
	地域との調整、波及効果（40点）	- 関係行政機関の長等との調整実績 - 地域や漁業等との協調・共生策 - 経済波及効果	
価格点（120点）		供給価格 ※ 第 1 R 公募は、当該供給価格がFIT価格（調達価格）となることを前提とした公募。 第 2・3 R 公募は、当該供給価格がFIP価格（基準価格）となることを前提とした公募。	

公募における評価項目・配点等

第1 R公募

事業実現性評価点 (120点)	事業実施能力 (80点)	事業実施実績	30点
		事業計画の実現性 ①占有区域、②スケジュール、③実施体制、 ④設備構造、⑤施工計画、⑥工事工程、 ⑦維持管理・労働安全、⑧撤去、 ⑨資金・収支計画 ⑩最先端技術	20点
		リスク特定・分析	15点
		電力安定供給・価格低減	10点
		最先端技術	5点
	地域調整、波及効果 (40点)	関係行政機関の長等との調整能力	10点
		周辺航路、漁業等との協調・共生	10点
		地域への経済波及効果	10点
		国内への経済波及効果	10点

事業実現性評価点 (120点)

第2・3 R公募

事業実現性評価点 (120点)	事業実施能力 (80点)	事業実施の迅速性	20点
		事業計画の基盤面 ○事業実施体制・実績 (10点) ○資金・収支計画 (10点)	20点
		事業計画の実行面 ○運転開始までの事業計画 (15点) (スケジュール、配置、設備構造、施工計画、 工事工程) ○運転開始以降の事業計画 (5点) (維持管理、撤去)	20点
		電力安定供給	20点
	地域調整、波及効果 (40点)	関係行政機関の長等との調整能力	10点
		周辺航路、漁業等との協調・共生	10点
		地域への経済波及効果	10点
		国内への経済波及効果	10点



価格点 (120点) = (最低入札価格 / 提案価格) × (満点【120点】)

※第2・3 Rはゼロプレミアム水準導入

再エネ価値が適切に評価される環境の整備

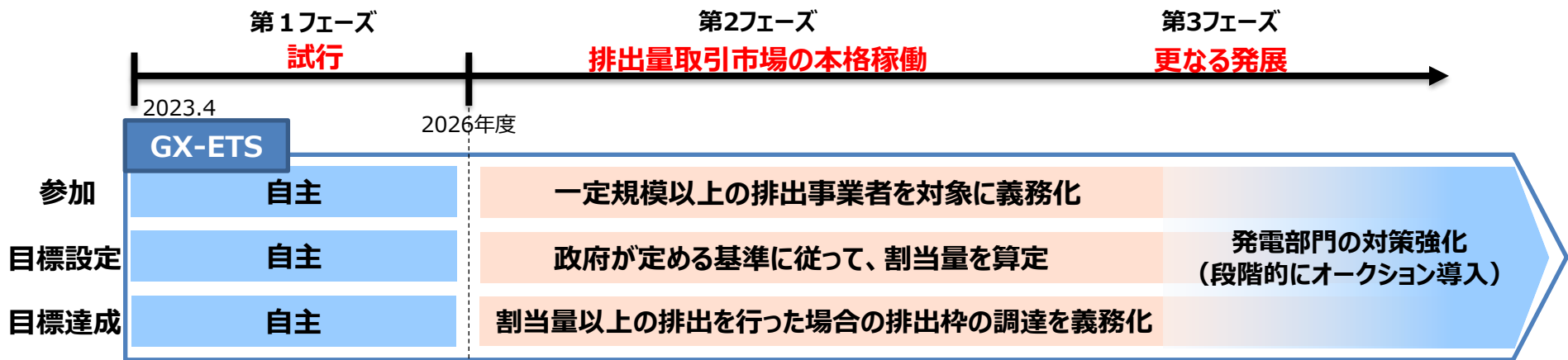
- 今後の再エネ導入に当たっては、FIT制度から自立した形（FIP制度・非FIT/非FIP）での導入を想定している。また、既認定FIT電源についても、「将来的には全ての電源についてFIP移行が望ましい」という政策方針の下、FIP移行を促進するための事業環境整備を強力に推進しているところ。
- こうした中で、再エネ発電事業者が長期安定的に事業を実施するためには、再エネ電源が有する再エネ価値が適切に評価されて取引されることが重要となる。
 - ① 現在、成長志向型カーボンプライシングの制度整備を段階的に発展させているところであり、2026年度からは、より実効可能性を高めるため、排出量取引を法定化することとしている。カーボンプライシングは、相対的に再エネ電源のコスト競争力を高める効果があると評価できる。
 - ② 非化石価値取引市場については、約定価格が上限値となっている回もあるが、これまでの多くの入札で、売入札量が買入札量を上回り、約定価格は下限値に張り付いている状況。相対契約の交渉に当たっては、こうした約定価格が実質的な「価格指標」として参照されているとの指摘もある。再エネ電源投資を促進していく観点から、適正な再エネ価値の価格形成のあり方について、どのように考えるか。
 - ③ 省エネ法等に基づき、特定事業者等（原油換算で1,500kl/年以上のエネルギーを使用する事業者等）に非化石電気使用の目標と実績の定期報告（開示は任意）を求めている。こうした規律について、より実効的な仕組みとするには、どのような施策が必要か。
- また、相対取引（個別のPPA）については、欧州の事例も参考としつつ、大規模な再エネ発電事業の実施に伴うリスクを再エネ発電事業者と需要家の間で適切にシェアすることが可能な契約のあり方の検討（モデル条項の提示などを含む。）を進めていくこととしてはどうか。

（参考）成長志向型カーボンプライシングの段階的发展

- GX推進の観点からGX推進戦略に基づき20兆円規模の先行投資支援を行うと同時に、GX投資の促進が特に重要な多排出企業を対象に排出量取引制度を段階的に導入することとしている。
- 具体的には、
 - 2023年度より、自主参加型の枠組みであるGXリーグにおいて、排出量取引制度を試行的に開始。
 - 2026年度からは、より実効可能性を高めるため、排出量取引を法定化（全量無償で排出枠を交付）。
 - 2033年度からは、カーボンニュートラルの実現に向けた鍵となる発電部門の脱炭素化の移行加速に向け、発電部門について段階的にオークション※を導入。

※ 企業に割り当てられる排出枠を無償で交付せず、企業が必要とする分を政府が売り渡す方法。

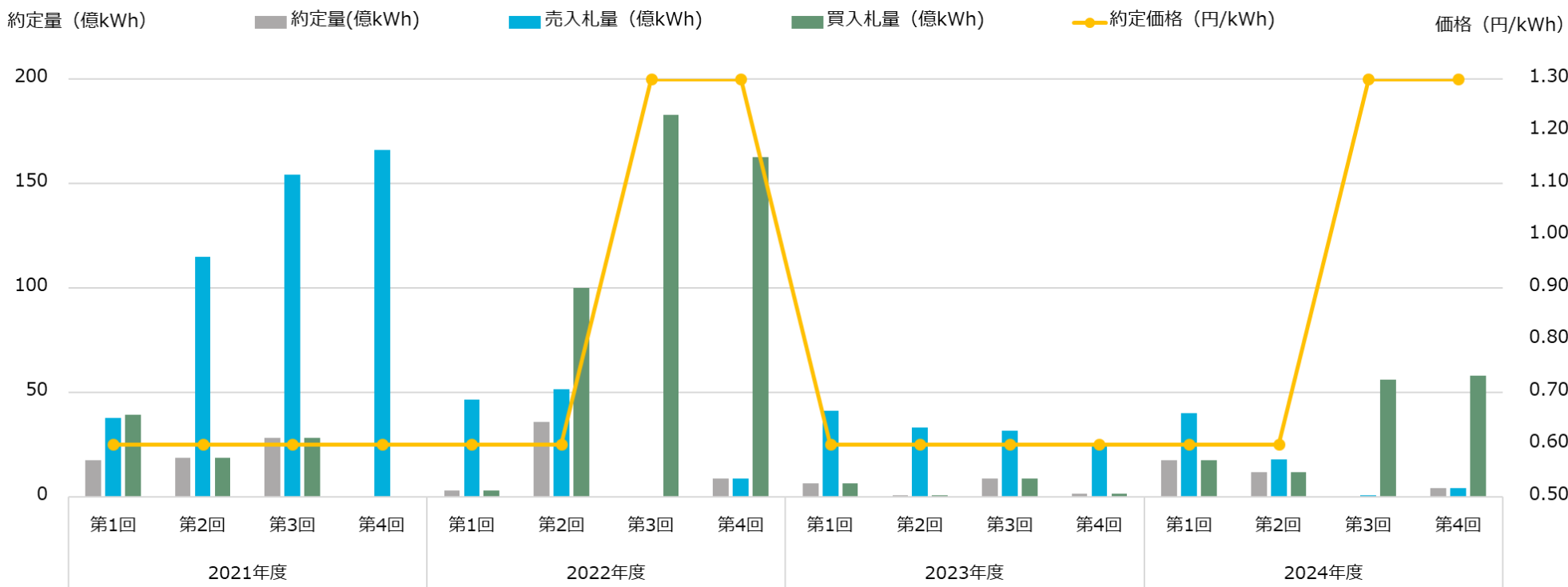
<GX-ETSの段階的发展のイメージ>



（参考）非化石価値取引市場の状況

- 2016年、高度化法において小売電気事業者等の非化石電源比率の目標（**自ら供給する電気の非化石電源比率を2030年度に44%以上にする**こと）が設定され、目標達成を促すため、非化石価値取引市場が創設された（2018年5月より取引開始）。
- 約定価格が上限値となっている回もあるが、これまでの入札の大半の回で、**売入札量が買入札量を上回り、約定価格が下限値に張り付いている状況**。

高度化法義務達成市場（非FIT再エネ指定あり）オークション結果の推移

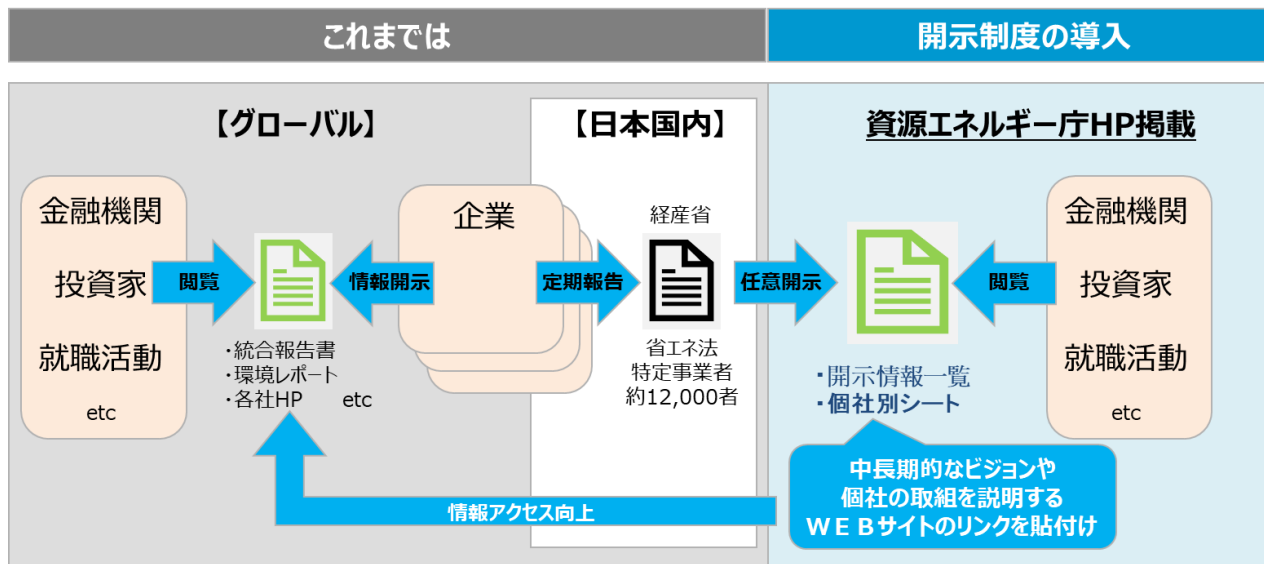


（参考）省エネ法に基づく定期報告制度の概要

- 省エネ・非化石エネルギーへの転換の取組を促進するため、2023年4月に施行された改正省エネ法では、特定事業者等※の定期報告において、非化石エネルギーの使用状況等の定期の報告を求めることとされた。また、開示に同意する者の定期報告情報を開示する制度も措置されたところ。
※事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kl/年度以上の大規模需要家
- また、再エネ特措法に基づく再エネ賦課金減免制度（電力多消費事業者への特例措置）においても、事業者の省エネ努力に応じて減免率を設定することに加え、非化石エネルギーの使用状況等の情報開示を行うことが今年度の減免認定事業者（昨年度申請分）より要件化された。

第66回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会（2024年8月7日）資料3より抜粋

図.定期報告情報の開示制度イメージ



本開示制度の利点

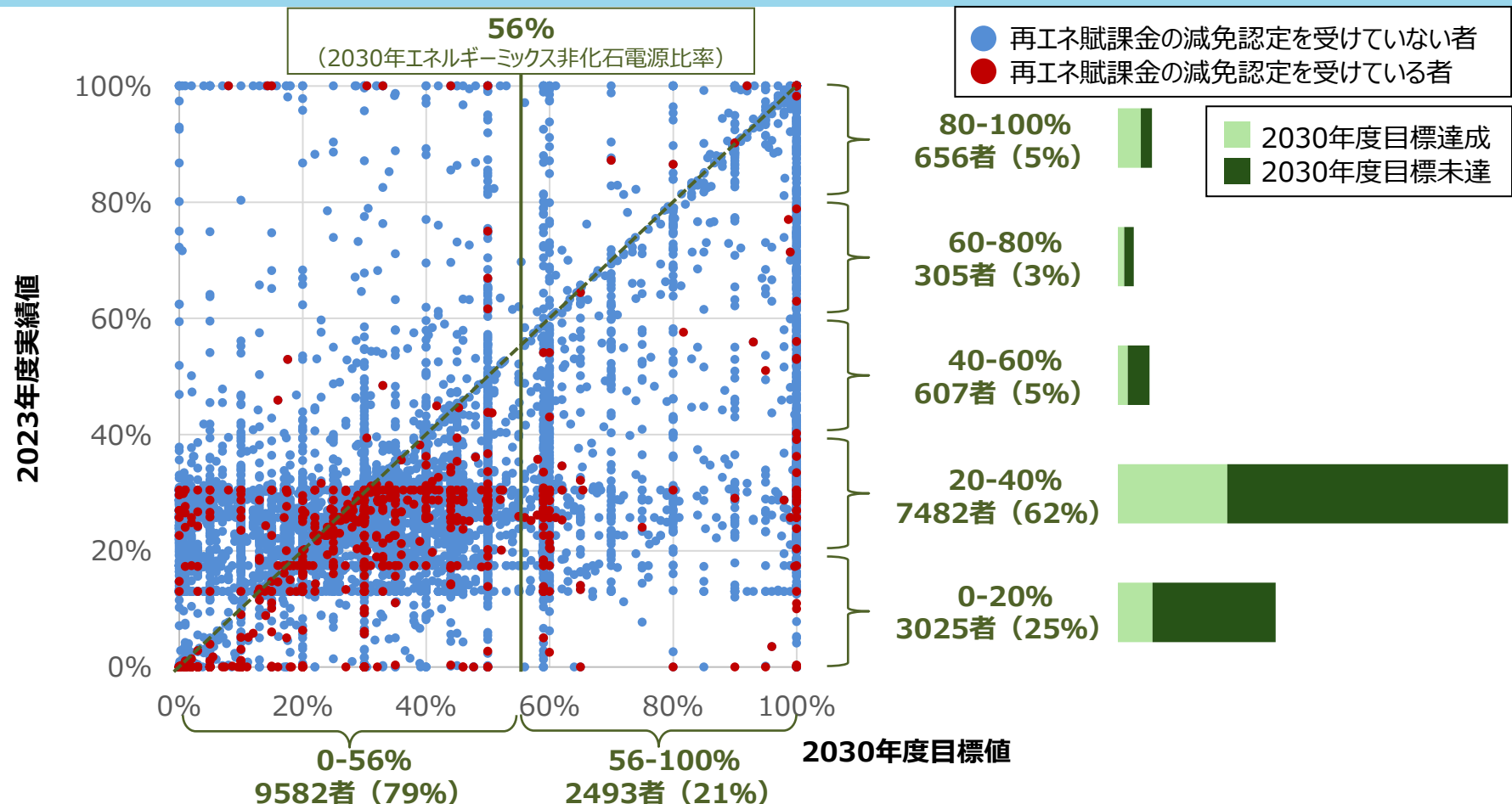
企業は既にある報告書ベースのため負担感なく参画できることに加えて、対外的に法に基づく質の高い情報を発信できる。

投資家など読み手においては一覧性を持って評価しやすくするツールとして有効活用が期待される。

I ①②脱炭素電源が適切に評価されるための環境整備 (参考) 省エネ法等に基づき報告された非化石電源比率の目標と実績

第74回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
(2025年6月3日) 資料1を抜粋。

- 省エネ法等に基づく定期報告義務のある特定事業者等を含め、エネルギー多消費事業者について、非化石電気比率の2030年度目標値と2023年度実績値を整理した結果は以下のとおり。
- **2030年度目標値（横軸）**については、大半の事業者が、**現時点において56%（2030エネルギーミックスにおける非化石電源の比率）**を下回る状況となっている。
- **2023年度実績値（縦軸）**については、2030年度まで7年間のタイムラグがある点には留意が必要ではあるが、**2030年度目標値とは乖離のある事業者**が多い状況。



(参考) 価格調整スキームを反映したPPA契約

- 欧州では、業界団体が物価調整条項を含むPPAのひな形を公開している。

第●条 市場混乱時のフォールバック価格とフォールバック手順

1. 連動契約価格の算定電気契約価格又は電力参照価格のいずれかが、指数、取引所その他の変動参照価格（以下「関連参照価格」という）

(a) 電気契約価格は、関連受渡時間において、電気基準価格（現物）に基づき決定される。

(b) 電力参照価格（金融）は、関連受渡時間に電力参照価格（金融）に基づき決定される。

注文者は、電力参照価格（物的）または電力参照価格（金融）および支払期日における支払金額を速やかに通知するものとします。支払は、第●条（請求書発行および支払）に従って行われるものとします。

2. 市場の混乱（略）

3. 代替指数

第 I 部（個別条件）の第●項で両当事者が別途合意した場合を除き、代替指数は以下の基準を満たさなければならない。

(a) 電力の場合、当該施設が属する入札地域の価格情報を公表し、当該施設の物理的な位置およびそれによって課される市場への電力納入の制約が、当該入札地域で納入される電力の販売価格にどの程度影響するかを十分に考慮しなければならない。

(b) 証書の場合、該当する場合は、当該設備と同じ発電種別の価格情報を公表しなければならない、そのような情報が入手できない場合は、当該設備と同じ国の価格情報を公表しなければならない。

(c) かかるインデックスの編集または作成に使用される基礎データ

(i) 正確性及び完全性を確保するための合理的な手続に従わなければならない

(ii) 当該インデックスの管理者は、監査が可能のように、当該インデックスの公表後最低2年間保持しなければならない

(iii) 検証可能な取引データのみから構成され、主観的判断の産物であるデータは除外されていること

(d) 当該指標を作成するために管理者が使用した方法が適切に文書化されていること

(e) 十分な数の多様な市場参加者の十分な取引量を反映していること

(f) 買い手が商業的に合理的な条件で利用可能であること

促進区域内海域の占用の期間

- 促進区域内海域において、認定公募占用計画（認定を受けた公募占用計画）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備は最大30年の占用許可を受けることができる。（これ以外の、容易に移転又は撤去ができない構造の施設又は工作物については最大10年）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）

（促進区域内海域の占用等に係る許可）

第十条

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域（政令で定めるその上空及び海底の区域を含む。以下「促進区域内海域」という。）において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、促進区域内海域の利用又は保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 促進区域内海域の占用
 - 二 土砂の採取
 - 三 施設又は工作物の新設又は改築（第一号の占用を伴うものを除く。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、促進区域内海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為
- 2 国土交通大臣は、前項の行為が促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならない。
- 3 （略）
- 4 第一項の許可に係る同項第一号の促進区域内海域の占用の期間は、三十年を超えない範囲内において政令で定める期間を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。
- 5 国土交通大臣は、第一項の許可には、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に必要な限度において、条件を付することができる。この場合において、その条件は、許可を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであってはならない。
- （以下略）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号）
（占用の期間）

第五条 法第十条第四項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる占用の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 容易に移転し、又は撤去することができる構造の施設又は工作物による占用 五年
- 二 法第十九条第一項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占用 三十年
- 三 前二号に掲げるもの以外の占用 十年

公募占用計画の認定の有効期間が終了した後の取扱い

- 公募占用計画の認定の有効期間（最大 30 年）が終了した後の取扱いについては「一般海域における占用公募制度の運用指針」において定めている。

一般海域における占用公募制度の運用指針	
(令和 4 年 10 月改訂以降)	【参考】（令和元年 6 月策定時）
2章2.2) ① なお、認定有効期間の終了後の占用については、占用許可期間内に選定事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を改めて公募することを原則とする。 ただし、①当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合していることの全てに該当する場合、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。 (中略) 第4章1. (1) 2) なお、第 2 章 2.(1) 2) に記載のとおり、一定の要件に該当する場合、本法第 10条第 1 項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。選定事業者が認定有効期間終了後における促進区域内海域の占用の許可の更新を希望する場合は、公募占用指針に記載された維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む。）を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は適切に占用許可期間を審査した上で占用の許可を与えるものとする。	第2章2.2) ① なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、当該期間の終了前に、経済産業省と国土交通省が促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占用の延長の申請を認めると判断し、かつ、事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取った場合に、占用の更新が認められる。 (中略) 第4章1. (2) 1) なお、認定有効期間終了後における促進区域の占用を継続する場合には、再度、占用のために国土交通大臣の許可をとる必要がある。 占用の許可を更新する場合は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む）を提出し、それを許可条件として許可を与えるものとし、この際、適切に占用許可期間を審査する。

現行の運用指針における基本的考え方

令和3年2月17日第7回合同会議【資料1】より抜粋

促進区域内の占用許可の更新に関する考え方について

- 選定事業者は、再エネ海域利用法第10条に基づき、最大30年の占用許可を受けることが可能とされている。
- 他方、「再生可能エネルギー等に関する規制改革要望」の中で、政府に対して以下の要望が寄せられている。
 - ・「現状の（最大の占用期間）30年では、開発・撤去期間を考慮すると、実質的には20年しか運営できない。」
 - ・「近時の洋上風力発電所において使用されている部品の耐用年数は30年から35年程度であり（略）開発・建設及び撤去期間を含んだ30年に10年から15年間程度追加した運転期間を見込むことができれば、追加期間の見込み収入をもとに、コストを多くて10%程度減少させることができ、発電コスト（ひいては国民負担）を低減することが可能となる。」
- 約30年後の洋上風力発電を取り巻く状況や、海域利用の状況を予見することは困難であるため、現時点で具体的かつ詳細な判断基準を示すことは困難である。しかしながら、可能な限り事業者の予見性を高める観点より、現時点で提示できる「占用許可の更新に関する基本的考え方」として、以下の通りとしてはどうか。

占用許可の更新にかかる基本的考え方：

- ・原則として、占用許可期間内に事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、事業者を改めて公募することとすべきである。
- ・ただし、占用許可の更新は、①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、認められることがあり得る。
- ・なお、上記判断は、事業者の事業継続の判断や撤去工事の準備のタイミング等も考慮し十分に余裕をもって行うこととする。

①に該当する要件（現時点での考え方）

- 当該区域を当該時点においても引き続き促進区域として指定する（し続ける）ことが、促進区域指定の要件と照らして妥当であること

②に該当する要件（現時点での考え方）

- 占用許可を更新し、既存の発電事業者が事業を継続することが、再度公募するよりも、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であること

③に該当する要件（現時点での考え方）

- 占用許可の審査基準に適合していること
（関係漁業者の了解を得ていること、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと、洋上風力発電設備が適切に維持管理されていて、引き続き要求性能を満足していること 等）

(参考) 促進区域の指定基準と占用許可審査基準

- 促進区域の指定基準は再エネ海域利用法において定められている。
- 占用許可審査基準については、促進区域内海域の占用、土砂の採取、施設又は工作物の新設又は改築、海底の掘削、廃物の投棄等にあたって、すべからく適用されるものである。

促進区域の指定基準

再エネ海域利用法

第8条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって次に掲げる基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができる。

一 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

二 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であると認められること。

三 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること。

四 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること。

五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。

六 漁港及び漁場の整備等に関する法律(中略)の規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法(中略)に規定する港湾区域、(中略)都道府県知事が公告した水域、海岸法(中略)の規定により指定された海岸保全区域、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(中略)に規定する低潮線保全区域又は(中略)公告した水域と重複しないこと。

占用許可審査基準

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域等許可規則(地方整備局規則)

第7条 局長は、第4条第1項の許可を受けようとする者から、促進区域内海域占用許可申請書(第1号様式)、(中略)の提出があった場合は、次に掲げる事項について遅滞なく審査を開始するものとする。

(1) 法第17条第2項に基づき公示した海域の占用

- ① 法第17条第1項に基づき認定された公募占用計画に適合していること
- ② 協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ③ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと
- ④ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置により占用する場合においては、当該設備が適切に維持管理され、かつ、当該設備が備える係留施設に必要とされる性能が港湾法第56条の2の2に定める基準を満足するものであること

(2) (1) 以外の場合における促進区域内海域の占用

- ① 占用の目的が適正であること
- ② 占用の期間が適正であること
- ③ 占用の場所が適正であること
- ④ 占用の方法が適正であること
- ⑤ 船舶の航行に支障を及ぼさないこと
- ⑥ 安全対策及び環境対策が適正であること
- ⑦ 当該占用により影響を受ける、協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ⑧ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと
- ⑨ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置により占用する場合においては、当該設備が適切に維持管理され、かつ、当該設備が備える係留施設に必要とされる性能が港湾法第56条の2の2に定める基準を満足するものであること

(3) 土砂の採取(略)

(4) 施設又は工作物の新設又は改築(略)

(5) 海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為(略)

(6) 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄(略)

予見性の確保に向けた整理の方向性

- これまで、下記のような意見も寄せられているところ。
 - ・「占用計画を延長できる条件などを明らかにし、40年の総事業期間を確保できる蓋然性が相応に高いことを示すべきではないか。事業期間が短い場合には、開発・建設コストの回収期間が短くなり事業成立性が低下することになる。」
(2025年3月10日 第31回合同会議資料 P2より抜粋)
- これらを踏まえ、認定有効期間終了後の促進区域内海域の占用について、予見性を高めるために、現行の運用指針中「②当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を再度公募する必要性が認められないこと」について、具体例の提示等の整理をしていくこととしたい。

【参考】港湾区域内における取扱い

港湾における洋上風力発電の占用公募制度の運用指針 Ver.1

第4章 4-1-2. 占用許可及び占用料（法第37条の8第2項、第3項）

1) 占用許可（法第37条の8第2項）
（中略）

なお、**認定有効期間終了後における港湾区域の占用について、洋上風力発電施設を所有する事業者から占用の許可の更新にかかる申請がなされた場合、占用期間中の事業実施状況に特段の問題がなく、法第37条第2項で定める規定に抵触しない限りにおいて、占用を許可することは、法制度上妨げるものではない。**

そのため、**認定有効期間の終了後においても、港湾の利用等に支障が生じないことが認められる場合は、占用を更新することが可能である旨を、あらかじめ公募時に示すことに差し支えはない。** 占用の更新を許可する場合にあっては、風力発電施設の法定耐用年数が17年であること、固定価格買取制度の調達期間が20年であることを踏まえ、適切に占用許可期間を設定することが必要である。なお、占用の許可を更新する場合は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画を提出し、それを許可条件として許可を与えるものとする。

注1：港湾法に基づく港湾区域であること、港湾管理者が条例等で定める占用許可基準を満たすことは与件

注2：法第37条第2項で定める規定

・・・港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず・・・

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

- 再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減。【適用期限：令和7年度末まで】
- 課税標準の軽減率については、「わがまち特例」を適用。例えば、風力発電設備（20kW以上）の場合、自治体が独自に課税標準を1/2～5/6の間で設定可能。

※地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）
地方団体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、これまで以上に地方団体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするという観点から、国が一律に定めていた内容を、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み。

【課税標準の一覧】

対象設備	発電出力	課税標準(※1)	要件
太陽光発電設備	1,000kW以上	3/4(7/12～11/12)	FIT・FIP認定外 (ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備(※3)または認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備(※4))
	1,000kW未満	2/3(1/2～5/6)	
風力発電設備	20kW以上	2/3(1/2～5/6)	FIT・FIP認定
	20kW未満	3/4(7/12～11/12)	
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4(7/12～11/12)	
	5,000kW未満	1/2(1/3～2/3)	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2(1/3～2/3)	
	1,000kW未満	2/3(1/2～5/6)	
バイオマス発電設備(2万kW未満)	1万kW以上	2/3(1/2～5/6)(※2)	
	1万kW未満	1/2(1/3～2/3)	

※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用(上表の括弧書の間で設定)
※2 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものは6/7(11/14～13/14)
※3 グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1,000kW未満の設備
なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む
※4 以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得した50kW以上の設備(建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く)
①二酸化炭素排出抑制対策事業費(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る)
②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費(需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る)
③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資

自治体の条例による税制優遇

「北海道GX推進税制」について



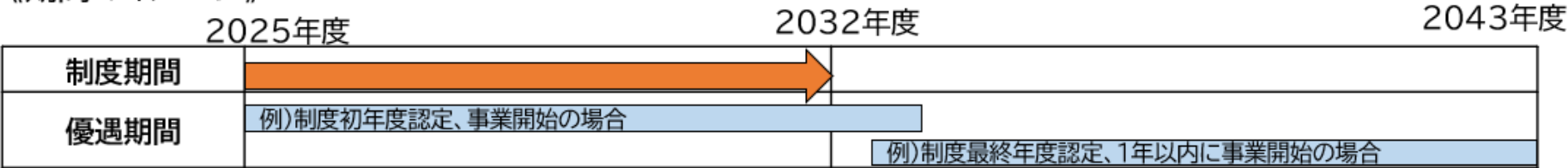
優遇期間・税率・制度期間について

- 他県の制度も念頭に、本道の再エネ等のポテンシャルや特区による規制緩和に加え、税制優遇と企業立地補助金をはじめとした支援施策により、本道の立地優位性を確保していくことが必要。
- 事業着手に多額のコストがかかる、また、事業の予見可能性が低く、収益化までに長期を要するGX事業の特性を踏まえると、中長期的な支援がGX産業振興の観点からも有効。
- 以上を踏まえ、GX事業では、道税(法人道民税・法人事業税・道固定資産税)、市税(法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税)の優遇期間・税率を10年間(1～5年目最大全額免除、6年目以降最大1/2免除)とする。道税の不動産取得税は、取得時全額免除とする。金融事業は、道税(法人道民税・法人事業税)、市税(法人市民税・事業所税)を優遇期間・税率を10年間(最大全額免除)とする。

税 目	道 税	法人道民税・法人事業税・道固定資産税 (均等割除く) (金融事業除く)	不動産取得税 (金融事業除く)
	市 税	法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税 (均等割除く) (金融事業除く) (金融事業除く)	
優遇期間・税率	GX事業	10年間(1～5年目最大全額免除、6年目以降最大1/2免除)	取得時全額免除
	金融事業	10年間(最大全額免除)	

○国の「GX実現に向けた基本方針」は、2032年度までのロードマップの位置づけとなっており、国の政策との連動性を図る観点から、本税制優遇の制度実施期間を2032年度までとする。

《期間のイメージ》



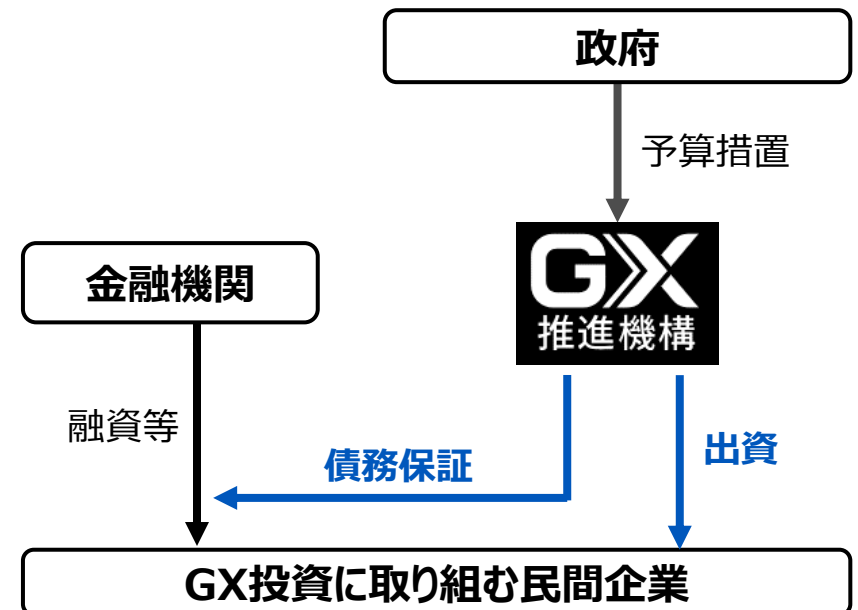
G X 推進機構について

- GX推進法に基づき、株式会社形態ではない**認可法人**として、**産金学官**が連携して、**設立**。
- **経団連、全銀協、学識有識者**が**発起人**となり、2024年4月16日に**設立認可申請書**が提出され、同月19日に、**経済産業大臣が認可**。同時に、**理事長**として、**経団連副会長**でもある、**筒井義信氏（日本生命会長）**を内定した。
- その後、政府及び民間による**設立出資金**の払込みをもって、**5月15日に法人としての設立登記**を行い、同日に**経済産業大臣が、理事長として筒井氏を任命**。
- 運営委員会での**予算等の議決**を経て、**7月から、債務保証等の金融支援業務の開始**。

法人概要

- ①設立根拠：G X 推進法に基づき設立される認可法人
 - ②業務開始：2024年7月1日
 - ③体 制：約40名
(理事長1名・COO（専務理事）1名・理事4名、
監事1名、運営委員7名、職員40名程度)
※順次業務を追加し、最終的には100名規模
 - ④業務：
設立当初 金融支援業務（債務保証、出資）
26年～ CP関連業務を追加
28年～ 化石燃料賦課金の徴収
33年～ 有償オークションの実施+特定事業者負担金の徴収
- ※GX推進のため、企業連携の取組や調査・研究等も、あわせて実施。

金融支援業務のイメージ



第2ラウンドの公募時点における容量市場についてのパブリックコメント

(1) 「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（案）」に関する意見募集の結果について（2022年12月28日）

ご意見の内容	ご意見に対する考え方
本公募はFIP制度が適用されるため、 いかなる場合においても容量市場への参加はできない、という理解で正しいか。	ご理解のとおりです。 ただし、FIPの交付期間後に容量市場の参加要件を満たせば参加することは可能です。

(2) 「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（案）」に関する意見募集の結果について（2024年1月19日）

ご意見の内容	ご意見に対する考え方
12月13日に公表されたラウンド2の結果において、多くの事業者がゼロプレミアム水準で公募に参加したということは、日本の洋上風力事業の一部は、政府の支援を必要とせずに実施可能であることを表している。そのため、R3以降の公募においては、ゼロプレミアム水準に加えて、「FIPによる支援不要」も選択可能とすべきである。また、 支援不要とする場合においては、他の電源と同様、当該洋上風力事業の長期脱炭素電源オークションまたは容量市場への参加を認めるべき である。	本公募対象の事業では、FIP認定を受けることが前提 となりますが、いただいたご意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。